

天災地変を起因とする場合

1. 主張の要旨

- ア 国内移行手続期限日の2日前、本件出願の現地代理人は、出願人の指示により、国内代理人に本件手続の提出を依頼することを試みたが、現地代理人事務所の周辺が暴風雪に見舞われ、電力、電話回線がすべて停止し、通信不能となった。
- イ 国内移行手続期限日、現地代理人は携帯電話から電子メールを国内代理人に対して送信し、国内書面の提出を依頼した。
- ウ 国内移行手続期限日、国内代理人は現地代理人が送信した電子メールを受信しなかったことから、国内書面を提出しなかった。
- エ 現地代理人は、国内移行手続期限日の2日前から4日後までの間（7日間）、事務所周辺が停電となり、インターネットが国内移行手続期限日の9日後まで通信不能であったため、通信が可能な他の地区に赴き、再度、国内代理人にラップトップコンピュータから電子メールを送信し、国内書面提出の確認を要請した。
- オ 国内代理人は、この国内書面提出の確認要請の電子メールを米国から送信された直後に受信し、米国代理人が、国内書面の提出依頼の電子メールを送付していたことを知った。

2. 証拠書類について

【提出された証拠書類】

- ア 現地報道機関の天災に関する記事
- イ 現地代理人の事務所周辺の写真
- ウ 現地電力会社担当者からの停電した記録を報告する旨の電子メール
- エ 現地通信会社担当者からのインターネットが通信不能となったことを示す電子メール
- オ 現地代理人から国内代理人へ本件手続を依頼する電子メールのスクリーンショット（国内手続期限日2日前）
- カ 現地代理人から国内代理人へ本件手続を依頼する電子メールのスクリーンショット（国内手続期限日1日後）

3. 「正当な理由」の存否の判断について

本件期間徒過の原因となった事象は、現地代理人事務所周辺地区一帯における暴風雪による停電及び電話、インターネット回線の停止に起因するものである。

本件回復理由書の主張している事実の証明に係るガイドラインの規範は、以下枠内の通りです。

【ガイドライン規範の該当箇所：2. 2】 p. 16

回復理由書に記載した事項を裏付ける証拠書類を提出しなければなりません。証拠書類としては、基本的には、当事者以外の第三者が証明した客観的な証拠の提出が必要となります。例えば、天災地変を起因とする場合には災害に係る被災証明書等の公的な証明書等となります。

本件回復理由書の主張に係るガイドラインの規範は、以下枠内のとおりです。

【ガイドライン規範の該当箇所：3. 1. 3 (2), ガイドライン3. 1. 4 (1)】 p. 19, p. 20

期間徒過後の救済規定に係るガイドラインによると、期間徒過の原因となった事象が予測可能であった場合には、原則として、「正当な理由」に該当しないとされています。

また、期間徒過の原因となった事象が、天災地変により発生したものであるといえる場合、通常の注意力を有する者であっても、その事象の発生を回避することは困難であることから、出願人等が当該事象の発生を回避するための措置を講じていなかったことをもって、相応の措置を講じていなかったものとはされないとされています。

ガイドラインの【規範の整理】

※当該ガイドラインの規範により、本件においては、以下の条件が求められます。

- ①期間徒過となった事象が予測可能であったか否か
- ②天災地変により本件手続を指示ができないことを回避できたか否か
- ③出願人が事象発生前と後に相応の措置を講じているか否か

上記のガイドラインの【規範の整理】に基づき、以下「正当な理由」の存否について、判断を行いました。

3－1. 【事実認定に対する判断】（主張事実の認否）

ア 上記２．（証拠書類について）ア及びイにより、代理人事務所周辺一帯で暴風雪があったこと事実を認めるに足りる証拠書類が提出されていると認定しました。

イ 上記２．ウ及びエにより、国内移行手続期限日の２日前から４日後までの間（７日間）、事務所周辺が停電となり、インターネットが国内移行手続期限日の９日後まで通信不能であった事実を認めるに足りる証拠書類が提出されていると認定しました。

３－２．【回復理由に対する判断】（主張内容の認否）

・上記ガイドライン【規範の整理】①及び②の判断：１．主張の要旨 ア

ア 本件において、上記３－１．【事実認定に対する判断】イで述べたとおり、国内移行手続期限日の２日前から４日後までの間（７日間）、事務所周辺が停電となり、インターネットが国内移行手続期限日の９日後まで通信不能であった事実を認めるに足りる証拠書類が提出されていると認定しました。

イ 期間徒過の原因となった事象が、上記３－１．【事実認定立証に対する判断】アに基づく事実認定により、現地代理人事務所周辺一帯における暴風雪による停電、電話及びインターネット回線の停止に起因するものであり、予測可能ではないと判断しました。

・上記ガイドライン【規範の整理】③の判断：１．主張の要旨 エ

ウ 現地代理人は、暴風雪により停電及び通信不能になった状況において、本件手続期限内である国内移行手続期限日の２日前に現地代理人事務所のパソコンから電子メールを送信することが不可能であったため、国内代理人に対して携帯電話から電子メールにて、国内書面提出の依頼を試みていたこと及び現地代理人事務所が通信不能の状況が続いていたため、停電となっていない且つ通信可能である地区に赴き、国内移行手続期限日の１日後に、国内代理人に対して現地代理人のラップトップパソコンから電子メールにて、国内書面提出の要請を行っていたことから、事象の発生後に相応の措置を講じたといえると判断しました。

４．結論

上記のとおり、回復理由書の主張及び証拠書類から総合的に判断し、出願人に発生した状況下においては、本件期限日までに手続を行うことは困難であり、本件期間徒過を回避できなかったことをもって、相応の措置を講じていなかったと判断することはしないとしたため、「正当な理由」があると判断しました。

5. 参考

期間徒過後の救済規定に係るガイドライン【四法共通】（令和元年6月21日改訂版） p. 21

【救済が認められる可能性のある事例】

・天災地変による被害に遭った場合であって、その影響により、所定の期間内に手続をすることができなかったとき。